

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公開番号】特開2006-109086(P2006-109086A)

【公開日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-016

【出願番号】特願2004-292865(P2004-292865)

【国際特許分類】

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 L 12/66 (2006.01)

【F I】

H 04 M 11/00 3 0 2

H 04 L 12/66 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月5日(2007.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

I P 端末装置の保有する通信機能の種類及びその接続先情報からなるN A P T R リソースレコードを格納し I P 端末装置からの問合せに応じて前記N A P T R リソースレコードを返送するE N U M サーバと I P ネットワークを介して接続される少なくとも一つの通信機能を有する I P 端末装置であって、

発呼に際して、発呼先 I P 端末装置に対応するN A P T R リソースレコードを前記E N U M サーバに問合させて前記N A P T R リソースレコードを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得したN A P T R リソースレコードに含まれる前記発呼先 I P 端末装置の通信機能と自装置の通信機能とを比較し、自装置の通信機能に対応する通信機能が前記発呼先 I P 端末装置に設定されているか否かを判別する判別手段と、

前記判別手段により前記発呼先 I P 端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能を表示する表示手段と、

前記表示手段に表示した通信機能のいずれかが操作者により選択されると、前記選択された通信機能を用いて前記発呼先 I P 端末装置との間の通信を制御する通信制御手段と、を具備することを特徴とする I P 端末装置。

【請求項2】

前記判別手段は、前記発呼先 I P 端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能毎に有効であることを示す有効情報を記憶手段に記憶し、

前記表示手段は、前記記憶手段に記憶された有効情報を基づいて、1つ又は複数の通信機能を表示することを特徴とする請求項1記載の I P 端末装置。

【請求項3】

前記通信制御手段は、前記表示手段に表示した同一の発呼先 I P 端末装置が保有する複数の通信機能から第1の通信機能が選択されると、前記発呼先 I P 端末装置との間で前記第1の通信機能による通信を制御し、続いて、前記複数の通信機能から第2の通信機能が選択されると、前記発呼先 I P 端末装置との間で前記第2の通信機能による通信を制御することを特徴とする請求項1記載の I P 端末装置。

【請求項4】

前記判別手段は、前記通信機能毎の有効情報を前記取得手段により取得した前記発呼先IP端末装置のNAPTRリソースレコードと対応付けて前記記憶手段に保存することを特徴とする請求項2記載のIP端末装置。

【請求項5】

IP端末装置の保有する通信機能の種類及びその接続先情報からなるNAPTRリソースレコードを格納しIP端末装置からの問合せに応じて前記NAPTRリソースレコードを返送するENUMサーバとIPネットワークを介して接続される少なくとも一つの通信機能を有するIP端末装置の通信機能表示方法であって、

発呼に際して、発呼先IP端末装置に対応するNAPTRリソースレコードを前記ENUMサーバに問合せて前記NAPTRリソースレコードを取得し、

前記取得したNAPTRリソースレコードに含まれる前記発呼先IP端末装置の通信機能と自装置の通信機能とを比較して自装置の通信機能に対応する通信機能が前記発呼先IP端末装置に設定されているか否かを判別し、

前記発呼先IP端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能を表示部に表示することを特徴とする通信機能表示方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】IP端末装置および通信機能表示方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、IP端末装置に関し、特に、ENUMサーバを利用するIP端末装置およびIP端末装置の通信機能表示方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、IP端末装置の保有する通信機能の種類及びその接続先情報からなるNAPTRリソースレコードを格納しIP端末装置からの問合せに応じて前記NAPTRリソースレコードを返送するENUMサーバとIPネットワークを介して接続される少なくとも一つの通信機能を有するIP端末装置であって、発呼に際して、発呼先IP端末装置に対応するNAPTRリソースレコードを前記ENUMサーバに問合せて前記NAPTRリソースレコードを取得する取得手段と、前記取得手段により取得したNAPTRリソースレコードに含まれる前記発呼先IP端末装置の通信機能と自装置の通信機能とを比較し、自装置の通信機能に対応する通信機能が前記発呼先IP端末装置に設定されているか否かを判別する判別手段と、前記判別手段により前記発呼先IP端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能を表示する表示手段と、前記表示手段に表示した通信機能のいずれかが操作者により選択されると、前記選択された通信機能を用いて前記発呼先IP端末装置との間の通信を制御する通信制御手段と、を具備する構成を採る。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の第1の態様に係るIP端末装置は、IP端末装置の保有する通信機能の種類及びその接続先情報からなるNAPTRリソースレコードを格納しIP端末装置からの問合せに応じて前記NAPTRリソースレコードを返送するENUMサーバとIPネットワークを介して接続される少なくとも一つの通信機能を有するIP端末装置であって、発呼に際して、発呼先IP端末装置に対応するNAPTRリソースレコードを前記ENUMサーバに問合わせて前記NAPTRリソースレコードを取得する取得手段と、前記取得手段により取得したNAPTRリソースレコードに含まれる前記発呼先IP端末装置の通信機能と自装置の通信機能とを比較し、自装置の通信機能に対応する通信機能が前記発呼先IP端末装置に設定されているか否かを判別する判別手段と、前記判別手段により前記発呼先IP端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能を表示する表示手段と、前記表示手段に表示した通信機能のいずれかが操作者により選択されると、前記選択された通信機能を用いて前記発呼先IP端末装置との間の通信を制御する通信制御手段と、を具備する構成を採る。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の第2の態様は、第1の態様に係るIP端末装置において、前記判別手段は、前記発呼先IP端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能毎に有効であることを示す有効情報を記憶手段に記憶し、前記表示手段は、前記記憶手段に記憶された有効情報に基づいて、1つ又は複数の通信機能を表示する構成を採る。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の第3の態様は、第1の態様に係るIP端末装置において、前記通信制御手段は、前記表示手段に表示した同一の発呼先IP端末装置が保有する複数の通信機能から第1の通信機能が選択されると、前記発呼先IP端末装置との間で前記第1の通信機能による通信を制御し、続いて、前記複数の通信機能から第2の通信機能が選択されると、前記発呼先IP端末装置との間で前記第2の通信機能による通信を制御する構成を採る。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の第4の態様は、第2の態様に係るIP端末装置において、前記判別手段は、前記通信機能毎の有効情報を前記取得手段により取得した前記発呼先IP端末装置のNAPTRリソースレコードと対応付けて前記記憶手段に保存する構成を採る。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の第5の態様に係る通信機能表示方法は、IP端末装置の保有する通信機能の種類及びその接続先情報からなるNAPTRリソースレコードを格納しIP端末装置からの問合せに応じて前記NAPTRリソースレコードを返送するENUMサーバとIPネットワークを介して接続される少なくとも一つの通信機能を有するIP端末装置の通信機能表示方法であって、発呼に際して、発呼先IP端末装置に対応するNAPTRリソースレコードを前記ENUMサーバに問合わせて前記NAPTRリソースレコードを取得し、前記取得したNAPTRリソースレコードに含まれる前記発呼先IP端末装置の通信機能と自装置の通信機能とを比較して自装置の通信機能に対応する通信機能が前記発呼先IP端末装置に設定されているか否かを判別し、前記発呼先IP端末装置と自装置との両方に設定されていると判別した1つ又は複数の通信機能を表示部に表示するものとする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

この方法によれば、発呼元IP端末装置のユーザは、発呼先IP端末装置の通信機能を調べる手間を省略することができ、誤った通信機能を選択するといった事態を防止することができる。